・　その際には，多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かな総合的な交通安全対策を推進するべきであり，また，高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と，自動車を運転する場合の相違に着目し，それぞれの特性を理解した対策を構築するべきである。
・　特に，今後，高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから，高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題である。
・　また，少子化の進展についても考えなければならない。安心して子どもを生み，育てることができる社会を実現するためには，防犯の観点はもちろんのこと，子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められる。このため，通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

②　歩行者及び自転車の安全確保
・　我が国では，全体の交通事故死者数に占める歩行者の割合が３割を超え，欧米諸国と比較して高い割合となっている。安全で安心な社会を実現するためには，自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠である。
・　人優先の考えの下，通学路，生活道路，市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど，歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。
・　また，我が国では，自転車乗用中の死者数の構成率についても，欧米諸国と比べて高くなっている。自転車は，被害者となる場合と加害者となる場合があることから，それぞれの対策を講じる必要がある。
・　自転車の安全利用を促進するためには，生活道路や市街地の幹線道路において，自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう，自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要がある。また，自転車利用者については，自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として，ルールやマナーに違反する行動が多いことから，交通安全教育等の充実を図る必要がある。

③　生活道路及び幹線道路における安全確保
・　生活道路における交通死亡事故件数の全死亡事故件数に占める割合が高まっていること等の状況を踏まえると，今後は生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備，交通指導取締りの強化等の対策を講じるとともに，幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための対策等を推進するなど，総合的な対策を一層推進する必要がある。
・　このためには，地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり，対策の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成も市町村においては重要な課題となる。
・　また，依然として，交通事故死者数の３分の２を占める幹線道路における対策については，効果を科学的に検証しつつ，マネジメントサイクルを適用することにより，効率的・効果的な対策の実施に努める「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進し，少ない予算で最大限の効果を発揮できるよう，交通安全対策の効果の更なる向上を図る必要がある。

⑵　講じようとする施策

①　道路交通環境の整備
道路交通環境の整備を考えるに当たっては，科学的なデータ等に基づき，事故要因や有効な対策について十分な分析を行った上で，効果的・効率的な対策に取り組む「施策パフォーマンスの追求」と計画の策定や事業の実施に地域や住民が積極的に参画・協力していく仕組みをつくるなどの「地域や住民の主体性の重視」を基本戦略として取組を推進する。

【主な取組】
・　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
・　生活道路における最高速度，原則時速30キロメートル
・　「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進
・　通学路等の歩道整備等の推進
・　高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
・　幹線道路における交通安全対策の推進
・　事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進
・　ＩＴ化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
・　自転車利用環境の総合的整備
・　高度道路交通システムの活用
・　災害に備えた道路交通環境の整備
・　総合的な駐車対策の推進
・　道路交通情報の充実

②　交通安全思想の普及徹底
幼児から成人に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに，高齢者自身の交通安全意識の向上を図る。また，活動を行うに当たっては，参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れる。さらに，関係者が互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。

【主な取組】
・　参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
・　自転車の安全利用の推進
・　すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
・　反射材用品等の普及促進
・　飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立

③　安全運転の確保
運転者教育等の充実に努めるほか，情報通信技術（ＩＴ）等を活用した道路交通に関連する総合的な情報提供の充実及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図る。

【主な取組】
・　高齢運転者対策の充実（高齢者に対する教育の充実，臨時適性検査の確実な実施，高齢者マークの活用）
・　安全運転の確保に資する機器の普及及び活用策の充実
・　貨物自動車運送事業安全性評価事業（通称Ｇマーク事業）の促進
・　国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策

④　車両の安全性の確保
これまでの被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え，今後は，事故を未然に防止する予防安全対策について，先進技術の活用等により，更なる充実を図る。

【主な取組】
・　先進安全自動車（ＡＳＶ）の開発・普及の促進
・　車両の安全性等に関する日本工業規格の整備
・　自動車の点検整備の充実
・　リコール制度の充実・強化
・　自転車事故の被害者救済を図るべく損害賠償責任保険等への加入促進

⑤　道路交通秩序の維持
交通指導取締り，交通事故事件捜査，暴走族取締り等を通じ，道路交通秩序の維持を図る。

【主な取組】
・　悪質性，危険性，迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等
・　過積載や過労運転等の背後責任の追及
・　自転車利用者に対する指導取締りの推進
・　交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化
・　暴走族対策の強化